

「沖縄県民手帳」広告掲載要領

[平成 31 年 2 月 27 日付企画部長決裁]

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県（以下「県」という。）が監修し、事業者が発行する「沖縄県民手帳」（以下「手帳」という。）に広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲等)

第2条 手帳に掲載する広告は、県民に不利益を与えないものとし、広告の内容が次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張にあたるもの
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 国、地方公共団体及びその他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 広告の内容又は責任の所在が不明確なもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

2 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規制されるもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当するもの
- (7) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (8) 沖縄県から入札参加資格停止措置を受けている者又は沖縄県から不利益処分を受けている者

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する業種又は業者として適当でないと県が認めるもの

(広告取扱業者の選定)

第3条 広告を取り扱う者（以下「広告取扱業者」という。）は、手帳製作・出版及び販売する者とする。

(広告主の選定等)

第4条 広告取扱業者は、広告主を選定するとともに、広告掲載の可否について、県と協議しなければならない。

2 県は、第2条に基づき広告主及び広告内容について確認し、その上で変更又は修正が必要な場合は、広告取扱業者に指示することができる。

3 広告取扱業者は、前項に基づく指示があったときは、正当な理由がない限り変更又は修正に応じなければならない。

(広告取扱業者の責務)

第5条 広告取扱業者は、広告主及び広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の掲載により県及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関する必要な事項は、別途「沖縄県民手帳製作・出版業務企画提案仕様書」に定める。

附 則

この要領は、平成31年2月27日から施行する。